

# 評議員・理事・監事一斉改選を乗り切る！

2025年度は多くの法人で、評議員・理事・監事の一斉改選が行われるかと思えます。手続きが多く大変になりますが、おおまかな手続きの流れとポイントをおさえて乗り切りましょう

社会福祉法人NEWSは町田市ホームページからご覧いただけます。  
<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/ninka-shidou/unei-ninka/houjinnews.html>

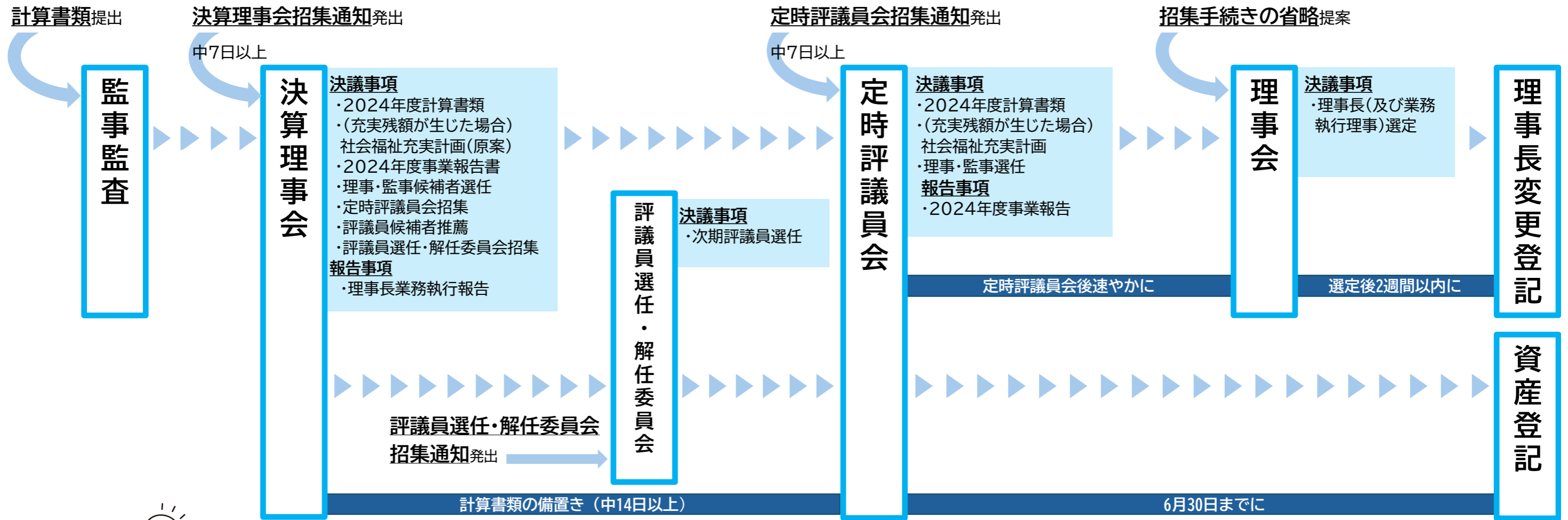
## (1)2024年度決算処理

2024年度が終了したら、決算処理として2024年度計算書類や2024年度事業報告を作成します。また社会福祉充実残額の算定も行います。

社会福祉充実残額が新たに生じた場合には、社会福祉充実計画(原案)を作成し、公認会計士・税理士等からの意見聴取を行います。

社会福祉充実計画で地域公益事業を実施する場合は、地域協議会での意見聴取手続きが必要になります。地域公益事業の実施を検討する場合には速やかに指導監査課にご連絡ください。

## (2)決算処理後の流れ



## ここがポイント



- ① 評議員選任・解任委員会の委員の任期は切れていませんか？  
任期が切れる前に、理事会で委員の選任決議を済ませましょう。
- ② 理事会で評議員選任・解任委員会に関する決議をしていますか？  
評議員候補者の選任や評議員選任・解任委員会の招集は理事会決議が必要です。
- ③ 監事候補者の選任にあたり、現監事の過半数から同意をもらっていますか？  
監事の定数が2名の場合は2名とも同意が必要です。(別添の様式例①も参考にしてください。)
- ④ 評議員候補者・理事候補者・監事候補者から就任承諾書をもらっていますか？  
遅くとも定時評議員会までに、就任承諾書をもらう必要があります。  
就任承諾書と一緒に誓約書をもらうと事務負担を軽減できます。(別添の様式例②③④も参考にしてください。)
- ⑤ 理事長選定の理事会開催までに招集手続きの省略に対する同意をもらっていますか？  
理事会の招集手続きを省略する場合には、理事候補者・監事候補者全員が同意する必要があります。  
(別添の様式例⑤も参考にしてください。)
- ⑥ 開催間隔はきちんと空いていますか？  
決算理事会と定時評議員会の招集通知発出と開催までは中7日以上空ける必要があります。  
それに加えて、決算理事会から定時評議員会の開催まで中14日以上空ける必要があります。

## よくあるご質問

- Q.評議員・理事・監事の任期満了時に辞任届は必要ですか？  
A.任期満了に伴う退任であれば辞任届は不要です。任期途中で退任する場合は辞任届が必要になります。
- Q.全員重任または再任でも大丈夫ですか？  
A.重任・再任ともに可能です。  
しかし、評議員や理事・監事の役割の重要性に鑑み、実際に評議員会や理事会に参加できない者が、名目的・慣例的に選任されないよう注意してください。
- Q.評議員選任・解任委員会を2024年度中に開催しても大丈夫ですか？  
A.2024年度(2025年2月または3月)の評議員選任・解任委員会で評議員を選任すると、2028年6月(2027年度に関する定時評議員会終結のとき)に任期が終わってしまいます。  
2025年度に入ってから評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任すると、2029年6月(2028年度に関する定時評議員会終結のとき)までが任期となります。  
そのため、2025年度に入ってから開催することをおすすめします。



少しでも不安や疑問を感じたらご相談ください！

町田市地域福祉部指導監査課 042-724-4094 fukushi040@city.machida.tokyo.jp